

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「仮小屋の設置、天幕の設営」を「移動可能な施設、車両等の設置」に改め、同表の一の1の(三)中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同表の一の2の(一)の(2)中「六百七十七万五千円」を「六百八十八万三千円」に改め、同表の一の1の(三)中「千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表の三の(三)の(1)の表中「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「三六、五〇〇円」を「三七、七〇〇円」に、「四三、六〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「三一、八〇〇円」を「三二、八〇〇円」に、「四一、一〇〇円」を「四二、四〇〇円」に、「五七、二〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六六、九〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に、「八四、三〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同表の三の(三)の(2)の表中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一三、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一三、六〇〇円」に、「一八、八〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二二、三〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表の六の1の(二)中「五万円」を「五万五千円」に改め、同表の六の2の(二)の(1)中「七十万六千円」を「七十一万七千円」に改め、同表の六の2の(二)の(2)中「三十四万三千円」を「三十四万八千円」に改め、同表の八の(三)の(2)のイ中「四千八百円」を「五千二百円」に改め、同表の八の(三)の(2)のイ中「五千五百円」に改め、同表の八の(三)の(2)のうち「五千六百円」を「六千円」に改め、同表の九の(三)中「二十一万九千円」を「二十二万六千円」に、「十七万五千二百円」を「十八万八千円」に改め、同

表の十一の(四)の(1)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同表の十一の(四)の(2)中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表の十二の(二)中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。